

和泉市リサイクルプラザ条例

平成9年3月28日

条例第6号

改正 平成17年10月11日条例第39号

平成24年6月29日条例第25号

(設置)

第1条 廃棄物の減量、再資源化に関する活動の普及及び啓発並びに不用物品の再生利用等を促進するため、和泉市リサイクルプラザ（以下「リサイクルプラザ」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 リサイクルプラザの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
和泉市リサイクルプラザ	和泉市室堂町674番地の58

(事業)

第3条 リサイクルプラザは、第1条の設置目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 不用物品の再生及び補修に関すること。
- (2) 廃棄物の有効利用に係る体験学習に関すること。
- (3) 廃棄物の減量及び再生利用に係る講座等の開催に関すること。
- (4) 廃棄物の減量、再資源化及び再生利用に係る情報の収集発信及び啓発に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、廃棄物の再生利用に関すること。

(利用の許可)

第4条 リサイクルプラザを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。リサイクルプラザの利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が、許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

(利用の制限)

第5条 市長は、リサイクルプラザを利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) リサイクルプラザの施設及び設備を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) その利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるとき。

- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。

（平24条例25・一部改正）

（利用許可の取消し等）

第6条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用者に対し、利用許可の取消し又は利用の中止を命ずることができる。

- (1) 前条に規定する事由が発生したとき。
- (2) 災害その他の事故により利用ができなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 市は、前項の規定によって利用者に損害が生じても、その責任を負わない。

（指定管理者による管理）

第7条 リサイクルプラザの管理は、法人その他の団体であって市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 市長は、指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

3 指定管理者にリサイクルプラザの管理を行わせない場合は、市長が管理する。この場合においては、第12条及び第13条中「指定管理者」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。

（平17条例39・追加）

（指定管理者が行う業務の範囲）

第8条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第3条に規定する事業に関する業務
- (2) 第4条に規定する利用の許可のうち、利用許可申請書の受理及び許可書の交付に関する業務

(3) 施設及び設備の維持管理に関する業務

(4) 不用物品の再生、販売及び提供に関する業務

2 指定管理者は、前項第1号、第3号及び第4号の業務に限り、市長と協議の上、その一部又は全部を第三者に委託することができる。

(平17条例39・追加)

(指定管理者による管理の基準)

第9条 指定管理者を指定した場合は、指定管理者は、この条例、この条例に基づく規則その他の関係する法令等に基づきリサイクルプラザを管理しなければならない。

(平17条例39・追加)

(使用料)

第10条 リサイクルプラザの使用料は、無料とする。

(平17条例39・旧第7条線下)

(権利譲渡等の禁止)

第11条 利用者は、利用の権利を譲渡し、若しくは転貸し、又は利用許可を受けた目的以外に利用してはならない。

(平17条例39・旧第8条線下)

(特別の設備等)

第12条 利用者が特別の設備をし、又は備付け以外の器具を利用するときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

(平17条例39・旧第9条線下・一部改正)

(利用者の責務)

第13条 利用者は、リサイクルプラザの利用が終わったとき又は利用許可の取消し等を受けたときは、直ちに施設及び設備を原状に復さなければならない。

2 利用者が故意又は過失により施設及び設備を損傷し、又は滅失したときは、指定管理者の指示するところに従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(平17条例39・旧第10条線下・一部改正)

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平17条例39・旧第12条繰下)

附 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年条例第39号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。